

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案）について

（条例改正に至る）背景

1 部落差別の現状

- (1) 部落差別については、「部落差別の解消の推進に関する法律」や「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、相談体制の充実や教育・啓発など様々な施策の推進により、解消に向けて取り組んでいるが、依然として、行政機関への同和地区の問い合わせやインターネット上における差別書き込み等の許し難い差別が発生している。
- (2) 令和4年6月に実施した「同和問題（部落差別）に関する県民意識調査」の結果では、この5年間で「同和地区は治安が悪い」や「同和地区の物件は避けた方がよい」などの発言を聞いたことがある人が回答者（1,213件）の3割弱いたほか、同和地区の人との結婚に否定的な意識を持つ人は1/6を超え、同和地区にある物件に対して忌避意識をもつ人は4割以上に及びなど、県民の部落差別に関する意識の現状がわかった。

2 事業者の社会的責任

近年、事業者は事業活動において、社会的公正などへの配慮に取り組み、従業員や地域社会などの関係者に対して責任ある行動をとることが強く求められており、人権尊重の視点に立った活動を行うことが重要な課題となっている。

改正の理由

今もなお部落差別が発生し、また、表面化していなくても差別意識を持つ人が少なからずおり、さらには、インターネット上など自分が意図しない状況下でも差別発言等と出会う可能性がある中、自身の身近な問題となった場合には、調査行為を通じて部落差別が具現化する恐れがある。

とりわけ、結婚・就職に伴う身元調査は個人の人生を左右する大きな問題であり不動産の取引に関連した調査は個人の財産・資産価値に悪影響を及ぼすことから、下記のとおり規定を追加する。

改正案

結婚及び就職に際しての身元調査又は不動産の取引に関連した調査に係る部落差別を行った県内事業者が、県から必要な説示等を受けても、これに従わず、さらに県から勧告を受けても従わない場合には、その旨を公表することができるよう明記。